

- 令和3年2月から有識者や関係者による「高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会」を立ち上げ、事前復興まちづくりの基本理念などを検討。令和4年3月に「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定、公表。
- 令和4年度から、この基本理念を基に、「高知県復興方針（草案）」、「高知県復興組織体制（草案）」、「高知県南海トラフ地震復興手順書Ver.1（案）」について、庁内の検討を重ね、令和5年2月にとりまとめた。

1 高知県復興方針(草案)

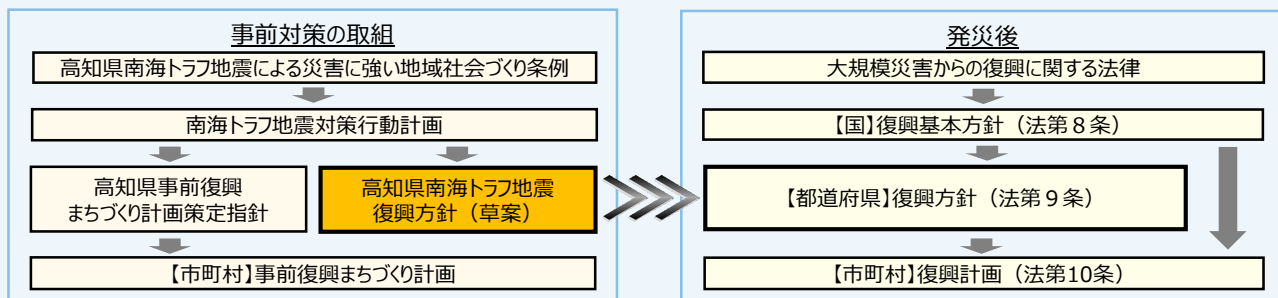
- 南海トラフ地震の発災後、一日でも早く、県民の皆さまが日常生活を取り戻すことができるよう、生活を立ち上げ、速やかな復興を推進するための基本的な方向性や必要な事項を明示
- 発災後、「大規模災害からの復興に関する法律」（第9条）に基づく「高知県復興方針」を迅速かつ円滑に策定するために事前作成

■復興方針（草案）の内容

- 1 策定の趣旨
- 2 位置付け
- 3 基本理念
- 4 人口の現状及び将来の見通し
- 5 復興期間（目標）
- 6 復興の主体
- 7 必要な支援
- 8 各分野の復興の基本方針
- 9 土地利用の基本方針

【5つの基本理念】

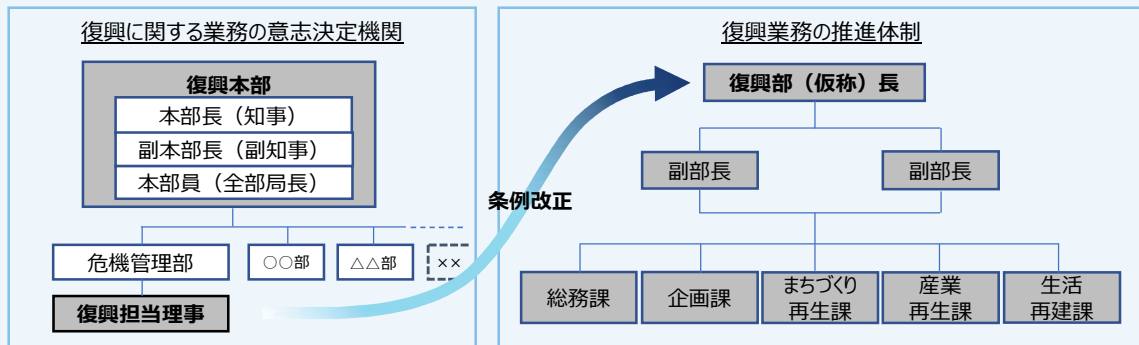
- ①命を守る ②生活を再建する ③なりわいを再生する ④歴史・文化を継承する ⑤地域の課題解決等につなげる
- 令和3年2月に設置した有識者や関係者による「高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会」において検討された被災後の新しいまちづくりの柱



※作成から10年程度を目安に、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直すことを想定

2 高知県復興組織体制(草案)

- 発災後に発生する多岐にわたる業務を部局を横断して対応する必要があるため、事前に組織体制を検討



- ・復興本部の設置にあわせ、危機管理部内に復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する復興担当理事を配置
- ・その後、速やかに高知県設置条例の改正を行い、「復興部（仮称）」を設置する

3 高知県南海トラフ地震復興手順書 Ver.1(案)

- 被災後の厳しい状況化であっても、担当する職員が円滑に復興業務を進めていくことができるよう、各分野における課題や到達目標、取組方針、具体的な業務内容と手順を整理

・4つの項目を柱に34の対策分野から構成

1. 計画的復興への条件整備（対策分野6）
2. すまいと暮らしの再建（対策分野12）
3. 安全な地域づくり（対策分野10）
4. 産業・経済復興（対策分野6）

※必要に応じて適宜、見直す